

年末調整をされる会社と 会社にお勤めの方にお知らせします

昨年と年末調整のしかたが変わりましたのでお知らせします。

15・16年の所得税法の改正があったため、今回の年末調整は次の点に注意してください。

■ 老年者控除が廃止されています

65歳以上で所得が1000万円以下の場合に適用されていた老年者控除(50万円)が平成17年分の所得税から廃止されました。平成17年以後の年末調整で老年者控除の適用はありません。

■ 国民年金を社会保険料控除とする場合は証明書の添付が必要です

昨年まで社会保険料については、証明書の提示は不要とされていましたが、今回から国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金を社会保険料控除とする場合は「国民年金保険料等の証明書」を添付、もしくは提示しなければなりません。

なお、1年間に納付した国民年金保

険料の額を証明した控除証明書(ハガキ)が社会保険庁から11月上旬に送付されています。

■ 配偶者特別控除の上乗せ分が廃止されました

配偶者控除と配偶者特別控除を2重に適用できなくなりました。

このため所得が38万円以下の配偶者は、配偶者控除のみの適用。

配偶者の所得が38万円を超え76万円未満の場合は、配偶者特別控除のみの適用となります。

■ 年金控除額が変わりました

年金受給者を扶養控除申請する場合再確認をお願いします

65歳以上の人の公的年金控除額が、140万円から120万円に引き下げられました。

このため、これまで公的年金のみの収入が178万円以下(140+38万円)の者を扶養にできましたが、今回から158万円以下(120+38

この社会あなたの税がいきている



円)の方が扶養対象となるように変わりました。

なお、年金受給者を扶養控除申請する場合は再確認が必要です。

■ 問い合わせ先

川根本町役場本庁 税務課
☎へ56) 2223

お知らせ ADSLサービスの 開始について

これまで川根本町では、周辺地域と比較して遅れている、高速インターネットのアクセス環境整備格差を是正するため、ブロードバンド未整備地域の解消を図る事業を展開してきました。

この度、ブロードバンド未整備地域である「川根本町徳山交換局管内」において、次のとおりADSLサービスが開始されることになりました。

■ サービス開始時期

平成17年12月26日から

■ 悪徳商法などにご注意ください
NTT西日本等の名前をかたった強引な商法にはくれぐれもご注意ください。

■ 問い合わせ先

川根本町役場本庁企画環境課
☎へ56) 2221